

主 体	具体的役割
<p>保険者協議会</p>	<p>保険者間における意見調整                      被保険者に対する教育や普及啓発をはじめとする保健事業や保健事業の実施者の育成・研修等の共同実施                      各保険者の独自の保健事業や運営等についての情報交換                      物的・人的資源のデータベース化及び共同活用                      特定健康診査・保健指導等の実施体制の確保                      ・集合契約等に関する各種調整、情報共有等                      特定健診・保健指導等のアウトソーシング先の民間事業者の評価                      その他、特定健康診査・保健指導を円滑に実施するために必要な事業、調査等の実施</p>
<p>地域・職域                      連携推進協議会</p>	<p>県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議                      県における健康課題の明確化                      各関係者（医療保険者・市町村、事業者、関係団体等）の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価                      各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施                      ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの連携方策                      ・生活習慣病予防対策と介護予防施策、メンタルヘルス、自殺予防、性差に着目した対策等、他の施策との連携方策                      ・科学的根拠に基づく健康情報の発信に関する連携方策                      ・研修会の共同実施、各種施設等の共同利用                      事業者等の協力のもと、特定健診・保健指導の総合的推進方策の検討                      ・特定健康診査・保健指導等の従事者などの育成方策                      ・特定健康診査・保健指導等のアウトソーシング先となる事業者等の育成方策                      ・被扶養者に対する施策に関する情報交換、推進方策                      協議会の取組みの広報、啓発</p>
<p>保険者協議会                      県内医療保険の各保険者が連携・協力し、効果的な保健事業等を実施することにより、被保険者等の健康保持増進を図るとともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的として、健康保険組合、政府管掌健康保険、国民健康保険、共済組合の保険者等により組織されています。</p> <p>地域・職域連携推進協議会                      地域保健と職域保健の連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築することを目的として、国の関係機関、県、市町村、事業者、医療保険者及び関係団体等により組織されています。</p>	

## 2 関係者間の連携・協力

生活習慣病予防対策の実効性の向上を図るためには、各関係者が密接な情報交換を通じて共通認識を形成しつつ、それぞれの保健事業や普及啓発等を有機的に連携させながら実施していく必要があります。